

令和7年10月28日

生徒・保護者の皆様へ

広島市立広島みらい創生高等学校
校長 小田卓也

「広島市高等学校定時制課程及び通信制課程教科書給与事業」の申請について（お知らせ）

生徒本人が次の対象者のいずれかに該当し、教科書代金相当額（副教材等は除く）の給付を希望される場合は、申請書等をお渡しますので事務室まで申し出てください。

1 広島市高等学校定時制課程及び通信制課程教科書給与事業

(1) 目的

勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障する。

(2) 対象者

- ① 定職又は1年間（令和7年4月～令和8年3月）に概ね90日以上パート又はアルバイトに就いている者のうち、次のいずれにも該当するもの。
- ア 卒業を目的として在学する者のうち、入学後2年目にあっては14単位以上、入学後3年目以降にあっては28単位以上修得している者であって、当該年度において2以上の教科・科目を履修し、かつ、そのための教科書を購入した者。
- イ 世帯全体の年間収入（令和7年1月～12月の見込み）が、扶養者及び扶養関係がない者の所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額を合計した額の192%以下の額である者。ただし、単独で生計を営む者にあっては、年間収入が279万円以下の者。
- ② 疾病等その他やむを得ない理由により学校長が適当と認めた者。
勤労・収入の条件はありませんが、①アの単位要件等は同じです。

2 申請等について

期限：11月28日（金） 期限を過ぎての申請は受付できません。

申請については、①生徒本人および同一世帯で収入がある人全員の就労証明・給与支払見積書等、②疾病等が確認できる各種証明書等が必要となります。

就労証明・給与支払見積書等は勤務先等で発行していただく必要があり、準備に日にちがかかる場合が多いため、早めに手続きをしてください。また、申請書等をお渡しするときに必要な範囲内で収入・家族状況等をお聞きすることができますので、あらかじめご了承ください。

<問合せ先> 事務室 定時制担当：染井
通信制担当：原田
電話：082-545-1671